本契約書のひな形をダウンロードいただきありがとうございました。

本契約書はあくまで「たたき台」ですので、本契約書の最後に記載の使用方法・注意事項をご確認ください。

事　業　譲　渡　契　約　書

　株式会社●●●（以下「甲」という。）と株式会社●●●（以下「乙」という。）は、次のとおり、事業譲渡契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

第１条（定義）

　本件契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 本件対象事業

　　　本件契約に基づいて甲から乙に譲渡される甲の●●事業をいう。

　(2) 本件譲渡財産

　　　本件対象事業を構成する個別財産をいう。

　(3) 本件譲渡日

　　　甲から乙に対する、本件対象事業及び本件譲渡財産の譲渡を実行する日をいう。

　(4) 本件従業員

　　　甲における、別紙●記載の本件対象事業にかかる従業員をいう。

　(5) 本件譲渡代金

　　　本件対象事業の対価たる代金をいう。

第２条（譲渡日、事業譲渡の範囲）

１　甲は、本件譲渡日をもって、乙に対し、本件対象事業を譲渡し、乙は、これを譲り受ける。

２　本件譲渡日は、令和　　年　　月　　日とする。

第３条（調査権等）

１　乙は、本件譲渡日までの間、本件対象事業に関し、甲に対して事業の報告を求め、又は、乙の費用にて業務及び財産の状況を調査することができる。

２　乙は、前項の調査を、税理士、公認会計士ないし弁護士に対して委任して行うことができる。

３　甲は、前２項の調査に関し、誠実に協力するものとし、乙に対し、本件対象事業に関する全ての事項を開示するものとする。

第４条（資産の譲渡等）

１　本件譲渡資産は、本件譲渡日現在における、本件対象事業に係る一切の財産（但し、●●を除く）である。

２　乙は、本件対象事業の事業譲渡により、労働債務を含む甲が負担する一切の債務（本件譲渡日以前に生じた原因に起因又は関連して将来甲が負担することになる債務を含む。また、甲の会計帳簿に記載されているか否かを問わず、かつ、発生原因及び法律構成の如何を問わない。）を承継しない。

第５条（契約上の地位の移転）

１　甲は、本件対象事業に関する別紙●記載の契約（以下「本承継契約」という。）に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務（但し、本件譲渡日において既に発生している債務及び本件譲渡日以前の原因に基づき本件譲渡日以後に発生する債務を除く。）を、本件譲渡日をもって乙に承継させ、乙はこれを承継するものとする。

２　甲は、本件譲渡日までに、本承継契約に係る契約上の地位の移転に必要な措置をとるものとする。

３　甲は、本承継契約のうち、●●株式会社（本店所在地：●●、以下「●●」という。）との●●契約（以下「●●間契約」という。）に関し、①甲の●●に対する同契約に基づく販売手数料は発生しないものとする変更契約を締結した上で、変更後の同契約を乙に移転するか、又は、②当該契約に係る契約上の地位の移転に変えて、●●をして乙との間で販売手数料が発生しない新規の契約を甲の責任で締結せしめるものとする。

４　甲は、本承継契約のうち、前項に定める他、乙が現在の条件を変更する必要があるとして指定したものについては、本件譲渡日までに①甲が当該契約の相手方当事者との間で、乙が指定した条件の変更契約を締結した上で、変更後の契約を乙に移転するか、又は、②当該契約に係る契約上の地位の移転に変えて、当該契約の相手方当事者をして乙との間で乙が指定した内容に従った条件の新規の契約を甲の責任において締結せしめるものとする。

第６条（譲渡財産の引渡日）

　本件譲渡財産の引渡日は、本件譲渡日とする。

第７条（従業員等の承継等）

１　甲は、本件譲渡日の前日の業務時間終了時において、本件従業員の全員を解雇するものとする。

２　乙は、本件譲渡日において、本件従業員のうち、本件譲渡日までに、乙から提示された雇用条件での乙への就職について承諾した者及び本件契約締結日時点における甲の取締役である●●氏を新たに雇用するものとする。

３　乙は、本件譲渡日において、本件契約締結日時点における甲の取締役である●●氏を乙の非常勤顧問とする。なお、乙及び●●氏間の契約条件については、別途協議して決定することとする。

４　甲は、本件譲渡日までに、本件従業員から、乙への就職について承諾を取得しなければならないものとし、本件譲渡日まで乙への就職に承諾しない本件従業員が存する場合、甲及び乙は、その対応につき誠実に協議するものとする。

第８条（譲渡代金及び支払方法）

１　本件譲渡代金は、金●●円（消費税・地方消費税別）とする。

２　第３条に定める詳細調査の結果、本件対象事業の資産、負債、事業、財政状態、経営成績又は将来の収益計画に悪影響を及ぼしうる事由があることが判明した場合、乙は、甲に対し、本件譲渡代金の減額を請求することができる。

３　前項に基づく本件譲渡代金の減額事由がなかった場合，乙は、甲に対し、以下のとおり、本件譲渡代金の全額を支払う。但し、前項に基づく本件譲渡代金の減額事由があった場合には、甲は、乙に対して、当該減額した金額を以下の支払期日に支払うものとする。

(1) 令和　　年　月末日 ●●円

(2) 令和　　年　月末日 ●●円

第９条（表明と保証）

１　甲は、乙に対して、本件契約締結日及び本件譲渡日において、次の各号の事実が、真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(1) 甲は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること。

　　甲は、本件契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力及び行為能力を有すること。

(2) 甲は、本件契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令及び定款、社内規則に基づき必要な一切の内部手続を適法かつ適正に完了していること。

(3) 甲による本件契約の締結及び履行は、（ⅰ）法令等に違反するものではなく、（ⅱ）定款その他の社内規則に違反するものではなく、（ⅲ）甲が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ、（ⅳ）司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、かつ、（ⅴ）本件対象事業若しくは資産に対して担保権その他の負担を生じせしめる結果となるものではないこと。

(4)　甲の知り得る限り、甲が乙に対し、本事業譲渡に関してこれまで開示した資料はすべて真実であること。甲の開示した計算書類に関しては、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されていること。

(5) 甲は、現在支払不能ではなく、これに対する破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類似の法的倒産手続き開始の申立ては行われておらず、またかかる申立ての原因も存しないこと。

(6)　甲は、本件従業員に係る社会保険料を除き、本件対象事業及び本件譲渡財産に関連して納付すべき全ての公租公課を適正かつ適法に納付しており、本件対象事業及び本件譲渡財産に関する未納付の公租公課は存在しないこと。

(7)　本件対象事業に必要な官公庁その他の第三者の免許、許認可、登録、承諾、同意等（以下「許認可等」という。）は存在しないこと。甲による本件契約の締結及びその履行に関し、本件契約において別途規定するものを除き、許認可等が要求されることがないこと、又はかかる許認可等を甲が既に取得していること。

(8)　甲は、本件譲渡財産の全てを適法かつ有効に取得し、これに対する有効な所有権（本件譲渡財産に含まれる商品及び仕掛品に係る著作権を含む。）は甲に帰属しており、本件譲渡財産に関して、賃借権、使用権、担保権、請求権その他一切の負担は存在せず、かつ、甲による本件譲渡財産の譲渡を妨げるいかなる事由も存しないこと。甲は、本件譲渡財産を一切の負担が存しない状態で乙に移転する権利を有しており、本件譲渡財産の乙に対する引渡しがなされた時点で、乙は本件譲渡財産について一切の負担の存しない完全な権利を取得すること。本件譲渡財産に重大な契約不適合はなく、本件対象事業の通常の運営によって生じる摩耗を除き、通常の業務過程において支障なく利用されており、また利用し得る状態にあり、本件譲渡財産の利用の支障となる事由は一切存在しないこと。本件譲渡財産のうち売掛債権は、適法かつ有効に成立し、存続しており、かかる売掛債権に損害を及ぼし、又はその価値を減じる負担若しくは事由が存在せず、そのおそれも無いこと。かかる売掛債権はいずれもその全額が、それぞれ現在の所定の支払期限までに回収可能であること。

(9) 本件承継契約は、その当事者の間でいずれも適法かつ有効に締結され、かつ、その条項に従って、法的拘束力を有し、執行可能な各当事者の義務を構成すること。本件承継契約につき、甲及び相手方当事者は債務不履行に陥っておらず、かつそのおそれも存在しないこと。また、甲と相手方当事者の関係は良好に保たれており、信頼関係が維持され、第５条に従った乙に対する本件承継契約の移転又は乙との間の新規契約の締結に支障のある事由は一切存在しないこと。本件承継契約以外に本件対象事業のため乙が甲より承継することを要する契約は存在しないこと。

(10)　甲は、本件従業員に係る未払いの社会保険料を除き、本件従業員に対して負担する報酬又は給与、その他法令、契約又は雇用条件に基づき当該従業員に対し支払うべき金銭等の支払義務を全て履行しており、現在支払期限が到来したもので未払いとなっているものはないこと。また、本件従業員との間における雇用条件に関し、重大な違反を行っておらず、また、本件従業員との間における紛争は存在せず、係る紛争が生じるおそれもないこと。甲には労働組合は存在しないこと。

(11) 甲は、令和　　月　　日以降本件対象事業を従前遂行してきたところに従って継続して行っており、乙に開示した計算書類に記載されていない経営成績もしくは財政状態に悪影響を及ぼし又はそのおそれのある後発事象は存在せず、また、甲は、重要な資産の処分を行っておらず、通常の業務の範囲外の設備投資又は債務負担を行っておらず、そのほか本件対象事業に重要な変更又は影響を与える行為を行っていないこと。

(12) 本件譲渡財産及び本件承継契約その他本件対象事業に属する権利義務又は資産を対象とし又はこれらに関連する訴訟、仲裁、調停、強制執行、差押、仮差押もしくは仮処分は係属しておらず、また係属するおそれも存在しないこと。

(13) 本件契約は、その締結により、甲につき適法、有効かつ拘束力のある契約となること。

２　乙は、甲に対し、本件契約締結日及び本件譲渡日において、次の各号記載の事実が、真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(1)　乙は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること。

　　乙は、本件契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力及び行為能力を有すること。

(2)　乙は、本件契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令及び定款、社内規則に基づき必要な一切の内部手続を適法かつ適正に完了していること。

(3)　乙による本件契約の締結及び履行は、（ⅰ）法令等に違反するものではなく、（ⅱ）定款その他の社内規則に違反するものではなく、（ⅲ）乙が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ、（ⅳ）司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと。

(4)　乙は、現在支払不能ではなく、これに対する破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類似の法的倒産手続き開始の申立ては行われておらず、またかかる申立ての原因も存しないこと。

(5)　乙は、国税徴収法に基づく滞納処分（国税徴収法の例により他方に基づいてなされる滞納処分を含む）を受けていないこと。

(6)　本件契約は、その締結により、乙につき適法、有効かつ拘束力のある契約となること。

第１０条（本件契約締結後の事務の遂行）

１　甲は、本件契約締結後本件譲渡日に至るまで、本件対象事業及び本件譲渡財産を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、通常の稼働状態において維持・管理・運営するものとする。

２　甲は、本件契約締結後本件譲渡日に至るまで、乙の書面による事前の同意なしに、以下の事項を行わないものとする。

(1) 本件対象事業に関する重大な変更

(2) 本件対象事業に関する新規設備投資、従業員の新規雇用・解雇

(3) 過去の慣行に合致する通常業務の範囲を超えた、本件対象事業に関する取引

(4) １件あたり●●万円を超える支出

 (5) 本件譲渡財産に対する担保権その他の負担の設定

 (6) 法令又は定款その他の社内規則上、甲の株主総会又は取締役会における承認を要する事項

 (7) その他本件対象事業又は本件譲渡財産の価値を毀損し又は毀損するおそれのある一切の行為

第１１条（第三者との交渉等の禁止）

　甲は、本件契約締結日以降、乙が別途書面にて事前に同意した場合を除いて、乙以外の第三者との間で、乙以外の第三者との間で、本件対象事業に関する事業譲渡、会社分割、資本提携、業務提携、重要な資産の譲渡その他これらの事業に変更を加える組織変更又は取引の勧誘、情報提供、交渉及び合意を行ってはならない。

第１２条（本件譲渡日後の協力等）

１　甲は、本件譲渡日後、速やかに商号変更に係る変更登記手続きを行うものとし、当該登記手続が完了次第速やかに変更後の甲の現在事項全部証明書を乙に対して交付するものとする。

２　甲は、乙が、本件対象事業を円滑に遂行しうるよう、本件譲渡日以降も引き続き、乙の要請に応じ、乙に対して、必要な協力を行うものとする。なお、この場合の甲の協力は、案件ごとに甲乙協議して行われるものとする。

３　甲は、本件譲渡日後においても、本承継契約のうち、●●間契約に関して、●●の乙への受注取引は、年間●憶円以上とするよう最善の努力をする。

第１３条（秘密保持）

１　甲及び乙は、相互の文書による事前の承諾がない限り、互いに本件対象事業の譲渡に関する協議に関連して新たに知り得たすべての知識及び情報、並びに、本事業譲渡に関する協議実施の事実を、第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。但し、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。

(1)　開示された時点で既に公知となっているもの。

(2)　相手方からの開示の後、自らの責めによらず公知となったもの。

(3)　開示された時点で既に所有していた情報のうち、直接的にも間接的にも相手方から入手したものではないことを立証可能なもの。

(4)　第三者から開示に関する制約なしに入手した情報のうち、当該第三者が直接的にも間接的にも相手方から入手したものでないことを立証可能なもの。

２　前項の義務は、本件契約締結後●年間存続するものとし、本件契約が解除された場合であっても存続する。

３　本件契約が解除された場合において、甲及び乙は、相手方に対し、直ちに、本件対象事業の譲渡に関する協議に関連して相手方から開示された情報を返却し、当該情報を化体させた媒体を作成・保持している時にはこれを廃棄除去するものとする。

４　甲及び乙は、前３項の義務を、本件対象事業の譲渡に関する協議に関与した自己の役員、従業員、並びに、弁護士、会計士、税理士等のアドバイザーに対して課すものとする。

第１４条（事情変更）

　本件契約締結後から本件譲渡日までの間に、天災地変、その他不可抗力、失火、又は、類焼等により本件譲渡財産に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件契約の内容を変更し、又は、本件契約を解除することができる。

第１５条（譲渡承認株主総会）

　甲及び乙は、本件譲渡日までに、それぞれ株主総会を開催し、本件契約の承認を求めるものとする。

第１６条（本件対象事業の譲渡の前提条件）

１　本件契約の各条項に基づく、甲による本件譲渡財産の譲渡その他本事業譲渡を実行する義務は、本件譲渡日において以下の条件が全て充足されていることを条件とする。但し、甲は、かかる条件の全部又は一部を、その任意の裁量により放棄することができる（但し、かかる場合であっても、乙は当該放棄がなされた条件に関する乙の義務を免れるものではない）。

(1) 第９条に規定する本件契約に基づく乙の表明及び保証が、本件契約締結日及び本件譲渡日において、全て真実かつ正確であること。

(2) 本件契約に従い、乙が本件譲渡日以前に履行すべき全ての義務を履行していること。

２　本件契約の各条項に基づく、乙による本件譲渡代金の支払い、本件譲渡財産の譲受けその他本事業譲渡を実行する義務は、本件譲渡日において以下の条件が全て充足されていることを条件とする。但し、乙は、かかる条件の全部又は一部を、その任意の裁量により放棄することができる（但し、かかる場合であっても、甲は当該放棄がなされた条件に関する甲の義務を免れるものではない）。

　(1) 第９条に規定する本件契約に基づく甲の表明及び保証が、本件契約締結日及び本件譲渡日において、全て真実かつ正確であること。

　(2) 本件契約に従い、甲が本件譲渡日以前に履行すべき全ての義務を履行していること。

　(3) 本件契約の締結が甲の株主総会において承認されていること。

　(4) 本件承継契約全てについて、第５条に基づき当該契約上の地位の移転につき相手方当事者の承諾書が取得されているか、相手方当事者との間で新規契約が締結されていること。

(5) 甲が、本件譲渡日までの間に発生した本件従業員に係る未払いの社会保険料を支払い、納入確認書等の当該支払を証する書面を甲に対して交付すること。

(6) その他本件対象事業の資産、負債、事業、財政状態、経営成績又は将来の収益計画に悪影響を及ぼし得る事由又は事態が生じていないこと。

第１７条（本件契約の違反）

１　いずれかの当事者が本件契約に違反し相手方に損害を与えた場合、当該事業者は相手方が被った損害を賠償しなければならない。

２　いずれの当事者も、相手方当事者が本件契約のいずれかの条項に違反し、●●日以上の期間を定めて当該違反状態の是正を要求する書面による通知を行ったにもかかわらず、相手方が当該違反を是正しなかった場合、相手方に書面で通知することにより本件契約を解除することができる。

３　前項の解除権の行使は、第１項に基づく損害賠償の請求を妨げない。

第１８条（競業避止義務）

　甲は、本件譲渡日以後●年間、乙の書面による承諾のある場合を除いて、本件対象事業と競合する内容の事業を行わないものとする。

第１９条（公租公課等の負担）

　本件譲渡財産に関する公租公課、保険料等は、日割計算により本件譲渡日の前日までは甲が、譲渡日以後は乙が負担する。

第２０条（専属的合意管轄）

　甲及び乙は、本件契約に起因又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第２１条（協議等）

　本件契約に定めのない事項及び本件契約の解釈に疑義が生じたときは、本件契約の趣旨に則り、甲乙誠実に協議のうえその解決を図る。

本件契約の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

 甲

 乙

別紙●

本　件　従　業　員

１

２

３

４

５

別紙●

譲　渡　財　産　一　覧　表

別紙●

承　継　契　約

【使用方法・注意事項】

本契約書を「たたき台」として、企業様がこれから締結されようとしている契約書に抜け漏れがないか等ご確認を頂ければと思います。

ただし、本契約書はあくまで「たたき台」です。

それぞれの契約には、適宜、取引相手との間で守ってもらいたい事項、リスクとなる事項等が存在することが一般的です。

直法律事務所では、取引をされる契約書のレビューはもちろんのこと、契約書を使いこなしていただくために契約書の解説も行って納品をいたします。もし、締結される契約書の内容にご不安がありましたら、お気軽に直法律事務所までご連絡をください。

直法律事務所は、会社を良くしていきたいと考える企業様を全力でサポートします。

～顧問サービスのご案内～

直法律事務所の顧問先企業様には、本契約の他にも、法律改正に応じた１００を超える契約書や社内書式を共有し、未然に法律トラブルを防止する体制を敷くように整えていきます。

顧問サービスにご関心がおありの企業様におかれましては、当事務所までお問い合わせを頂ければと思います。